- ◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者を対象に、早急な出荷・ 販売回復などの事業継続のための取組や、WITHコロナ・POSTコロナ 社会にも対応できる危機に強い生産・販売体制の確立・強化及び安全・安心 への取組を支援します。
- ●補助対象者(下記の条件をすべて満たすこと)
  - ・ 令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症によって出荷・販売等の経済活動 に影響を受けた農業者または農業者が組織する団体であること。
  - ・ 宇治市内に住所(法人の場合は事業所所在地)を有すること。
  - 所有権または利用権を有する宇治市内のほ場で農産物を生産していること。
  - 経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の営農者であること。

## ●補助対象となる事業・経費

新型コロナウイルス感染症への対応として行う取組や、WITHコロナ・POSTコロナ 社会にも対応できる危機に強い生産・販売体制の確立・強化及び安全・安心への取組等、 事業継続・販売回復等につながる事業。

- ※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの取組が対象となります。
  - 1 新たな販路の開拓や代替販路への出荷等
    - (1) 代替販路への出荷や販売促進活動に係る経費
    - (2) 商談会等への出展費
    - (3) 一時保管・貯蔵場所の確保に係る経費
  - 2 農林水産物を使った新商品の試作・開発等
    - (1) 新商品の試作・開発に係る経費
    - (2) 新商品の販売促進活動に係る経費
  - 3 農産物の新品目への切り替え、規模拡大、新技術導入、畜産物の品質向上等
    - (1) 農産物の新品目へ切り替えるための準備、株養成及び土作り等に係る経費
    - (2) 規模拡大に伴う種苗費、肥料費、防除費等及び新技術導入に伴う経費等
    - (3) 畜産物の品質向上に係る経費
  - 4 密閉、密集、密接の条件下における作業に伴うマスク、消毒液等の経費及び各取組 における感染防止対策を徹底するために必要な経費
  - 5 その他事業の趣旨に照らして必要と認められるもの

## ●補助率・上限

3分の2以内(上限20万円)

- ※農業者等が組織する団体が申請する場合は、個別経営体ごとの補助限度額となります。
- ※機械・備品類にかかる補助対象経費は、取得価格を減価償却資産の耐用年数で除した額となります。 (中古品の購入も補助対象となりますが、耐用年数の残存年数が3年以上のものに限ります。
- ※新型コロナウイルス感染症対応用の自動検温機、自動消毒機及び飛散防止用しきりは、全額が補助 対象経費となります。
- ※機械・備品類のレンタルにかかる補助対象経費は、補助事業対象期間分のみが対象です。
- ※汎用性の高いもの、補助事業の趣旨に合致しないもの等は対象外となります。

(汎用性の高いものの例: (例:パソコン、コピー機、トラクター、トラックなどの運搬車、フォークリフト、調理器具、業務用以外の冷蔵庫など)

計算例:取得価格 70万円、耐用年数 7年の場合 70万円÷ 7年×補助率2/3= 66,667円

計算例:取得価格120万円、耐用年数10年の場合 120万円÷10年×補助率2/3= 80,000円

## ●申請締切

事業開始の2週間前までに申請すること。

ただし、令和4年4月以降すでに事業着手している場合は令和4年7月29日(金)まで。

## ●提出物

申請書、事業計画書、収支予算書、見積書及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた ことに係る申述書

- ※申述書には、影響を受けた内容(コロナ前や前年比売上減、発注キャンセル、契約解除等) 及び影響を受けた金額、数量、面積などを記入してください(任意様式可)。
- ●お問い合わせ・提出先 ※その他ご不明な点がありましたらお問い合わせください。 宇治市農林茶業課 TEL(0774)20-8723



宇治市宣伝大使